

微小粒子状物質自動測定機の仕様書

1 機器及び納入条件

微小粒子状物質自動測定機（屋外型） 一式

ただし、配線等の接続工事を含む

(1) 機器の納入に関して、以下の仕様を満たすこと。

- ① 日本で販売されている現行正規品の新品であること。
- ② 入札時点で、製造中止モデルでないこと。
- ③ 環境大気常時監視マニュアル（第6版）(https://www.env.go.jp/air/osen/manual_6th/) を満たす機種であること。
- ④ 環境省実施の「微小粒子状物質の標準測定法と等価性を有する自動測定機の並行測定試験」において、等価性を有すると評価された機種であること。
- ⑤ 1時間値の測定結果をPM2.5注意喚起の判断に用いるため、「微小粒子状物質（PM2.5）質量自動測定機の運用に係る追加検証結果について」(https://www.env.go.jp/air/osen/pm25_33.html) における評価対象機毎に得られた知見において、1時間値の測定精度のばらつきが30%未満であること。
- ⑥ β 線源が ^{14}C を使用したものであること。
- ⑦ β 線源は、放射線障害防止法で規定される下限数量（10MBq）未満であり、取扱資格や届出が不要な仕様であること。
- ⑧ 分粒装置の性能は、JIS Z 8851:2008（大気中のPM2.5測定用サンプラ）の規程を満たすこと。
- ⑨ 既設の子局装置にデジタル接続する際に、「環境大気自動測定機のテレメータ取り合いの共通仕様」(<https://www.env.go.jp/content/900400695.pdf>) を満たすこと。
- ⑩ 県内に技術者を有する又は県内に代理店を有し迅速な技術者の派遣が可能である等、故障の際の迅速なメンテナンス体制を有すること。（迅速なメンテナンス体制とは、故障等不具合発生との連絡後、直ちに電話等による対応を行うほか、原則7日以内に復旧作業に着手できること。）

(2) 設置場所等

次に記載する場所で、詳細な設置場所は発注者の指示に従うこと。

① 微小粒子状物質自動測定機（屋外型）

納入機器の設置場所

設置場所：小豆総合事務所測定局

小豆郡土庄町湊崎甲2079-5 東館2階テラス

② 設置に係る留意事項

- ・微小粒子状物質自動測定機からテレメータ子局への接続を含むこと。
- ・設置後の保守が安全に行えるように設置することとし、安全性の確保について事前に発注者と協議すること。
- ・現地調査、機器の据付及び調整、保守の安全性確保等に係る経費は、すべて受注者の負担とすること。

(3) 定期点検部品及び消耗品

検収日から起算して1年分の交換が必要な部品（1年目の定期点検の部品並びに記録紙及びインクリボンを含む消耗品）を含むこと。

(4) 受渡方法

設置場所で据付調整を行い、テレメーターシステムで測定値が表示されることを確認後に受け渡すこととする。

なお、据付け調整及び校正の実施日については、事前に発注者と日程を調整すること。

(5) 保証

検収後 1 年間を無償保証期間とすること。

(6) 疑義等

本仕様書に記載のない事項であっても、運用上または社会通念上必要な事項については、充足するものとする。

(7) 問合せ先

香川県環境保健研究センター 総務企画課 総務担当
香川県高松市朝日町 5 丁目 3 番 105 号
電話 0 8 7 - 8 2 5 - 0 4 0 0

2 設置条件

(1) 受注者は、修理・精度点検が可能な技術担当者を配備し、故障時等に迅速に対応できること。

(2) 環境省「環境大気自動測定機のテレメータ取り合いの共通仕様」のデジタルテレメータ仕様により既設のテレメータの子局に接続（イーサネット LAN 接続）・出力すること。

(3) 接続方法等については、大気常時監視テレメータのリース事業者（環境計測㈱）に確認すること。
また、据付、調整及びテレメータへの接続等の工事は、機器及びその他の物件に損害を与えないように行うこと。損害を与えた場合は、受注者の責任において直ちに修理又は交換を行うこと。

(4) サンプルング口の高さは環境大気常時監視マニュアル（第 6 版）に従うこと。

(5) 設置する際には、次に記載する事項を遵守すること。

- ・設置面を傷つけて雨漏りが生じないように施工すること。
- ・台風及び強風時において横転等しないよう固定すること。
- ・搬入方法については、事前に設置場所の管理者と調整し、了解を得ること。

(6) 初期設定、試運転及び校正に係る費用を含むこと。また、設置に際して発生した梱包材等の廃棄物は、受注者の負担にて適切に処理すること。

(7) 当該機器の保守点検及び修繕に必要な技術的な情報の提供や部品の供給を行うこと。

(8) 納入に当たっては、取扱い説明を行うこと。

(9) 納入した測定機の明細を記載した書類（納品した部品、外寸図及び外部端子図等）を各 1 部提出すること。

(10) 納入した測定機の取扱説明書（日本語対応）を 2 部提出すること。

(11) 現有品 1 式を引取ること。引取りの具体的な日程については、発注者と事前に協議すること。

(12) 入札にあたって、希望する者は入札日までに設置場所を確認すること。確認する際は、事前に連絡し、日程を調整すること。

(13) 各種関係法令を遵守すること。

3 納入期限

測定データのテレメータ装置への伝送について確認及び納入した測定機の明細を記載した書類等の提出は次に記載する日までに行うこと。

令和 8 年 2 月 27 日（金）